

魚津市公民館類似施設建設等補助金交付要綱（抜粋）

◆ 交付基準

社会教育法第42条の規定により設置される「公民館類似施設」において、次の別表に該当する事業を行うもの。

別表（第3条関係）

事業の種類	対象経費	補助基準単価	補助率	補助限度額
新築又は全面改築	施設の新築（全面改築）に要する工事費	1㎡あたり 15万円	1/10	200万円
既存建物の購入、寄付等による取得 （改装及び増築を含む。）	(1)建物取得費 (2)改装及び増築工事費並びに付帯工事費		1/20	100万円
修繕	破損した箇所等の復旧、施設の変更又は設備等を付加する 工事で経費が100万円以上 のもの。ただし、施設のバリアフリーに係る工事については、下限を適用しない。		1/5	50万円

備考

- 1 新築又は全面改築の場合、公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けていないものに限る。
- 2 全面改築の場合、建築の日から20年経過したものに限る。
- 3 既存建物の購入、寄付等による取得の場合、既存建物が公共事業に係る補償又は他の類似する公の補助制度による補助を受けているときは、補助を受けた翌年度から起算して20年経過したものに限る。
- 4 修繕の場合、建築の日から20年経過したものに限る。
- 5 以前にこの要綱による補助を受けて修繕している場合、その翌年から起算して10年経過したものに限る。
- 6 修繕には、畳その他の造り付け以外の家具の取替え及びエアコン等家電製品の設置は含まない。
- 7 施設のバリアフリーに係る工事とは、手すりの設置、和式便所から洋式便所への変更、段差解消のためのスロープの設置等高齢者や障害者等が利用しやすい施設又は設備へと改修する工事をいう。
- 8 補助基準単価に面積を乗じた額よりも実支出額が低い場合は、実支出額に補助率を乗じた額を補助金額とする。
- 9 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。